

平成27年度地方税制改正（税負担軽減措置等）要望事項

（ 新設 ・ 拡充 ・ 延長 ・ その他 ）

No	10	府省庁名 経済産業省										
対象税目	個人住民税 法人住民税 事業税 不動産取得税 固定資産税 事業所税 その他（ ）											
要望項目名	償却資産課税の抜本的見直し											
要望内容（概要）	<p>・ 特例措置の対象（現行制度の概要）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%;">課税主体</td> <td>償却資産所在の市町村（東京都23区の区域内は東京都が課税）</td> </tr> <tr> <td>課税客体</td> <td>償却資産</td> </tr> <tr> <td>納税義務者</td> <td>償却資産の所有者</td> </tr> <tr> <td>評価方式</td> <td>旧定率法の減価率により低減。評価額の最低限度（5%）が存在。</td> </tr> <tr> <td>税率</td> <td>標準税率 1.4%</td> </tr> </table> <p>・ 特例措置の内容 企業の償却資産（設備等）に対する固定資産税は国際的に稀な制度。 また、償却資産に対する課税は、投資に対する収益性を低下させ、国内投資の阻害要因となっている。 このため、平成26年度税制改正大綱における検討事項を踏まえ、償却資産課税のあり方について抜本的な見直しを図る。</p>		課税主体	償却資産所在の市町村（東京都23区の区域内は東京都が課税）	課税客体	償却資産	納税義務者	償却資産の所有者	評価方式	旧定率法の減価率により低減。評価額の最低限度（5%）が存在。	税率	標準税率 1.4%
課税主体	償却資産所在の市町村（東京都23区の区域内は東京都が課税）											
課税客体	償却資産											
納税義務者	償却資産の所有者											
評価方式	旧定率法の減価率により低減。評価額の最低限度（5%）が存在。											
税率	標準税率 1.4%											
関係条文	地方税法 第341条、地方税法施行令 第49条 他											
減収見込額	[初年度] - (-) [平年度] - (-) [改正増減収額] - (単位：百万円)											
要望理由	<p>(1) 政策目的</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 我が国産業の空洞化とそれに伴う雇用機会の喪失が懸念される中、企業の国際競争力の強化及び国内立地の促進等を図るためには、企業の設備投資環境の改善を図ることが急務であり、赤字の中小企業を含め広く設備投資を喚起することが必要である。 ○ このため、国際的に稀で国内における設備投資の阻害要因となっている償却資産に対する固定資産税のあり方を見直すことで、新規の設備投資を促進し、老朽化した設備の入替による生産性の向上や新規立地の増加を図ることにより産業の空洞化に歯止めをかける。 <p>(2) 施策の必要性</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 企業は新規投資を行う際、償却資産に係る固定資産税負担を含めて採算性を判断することとなるが、海外には同様の制度を有する国は少ないことから相対的に国内投資の採算性が低下することとなり、企業の設備投資判断に悪影響を与えている。 ○ 国内における設備投資が減少傾向にある中、投資あたりの収益率を改善するとともに、国外から国内へと投資先を変更するための判断要因の一つとして当該措置を実施することは極めて重要である。 											
本要望に対応する縮減案	-											
ページ		-										

合理性	政策体系における政策目的の位置付け	<p>1. 経済産業 1-1 経済基盤</p> <p>(関連する税制改正大綱、閣議決定等) 【平成26年度税制改正大綱】(平成25年12月12日) ○設備投資促進を目的とした固定資産税の償却資産課税に関する税制措置については、固定資産税が基礎的自治体である市町村を支える安定した基幹税であることを踏まえ、政策目的とその効果、補助金等の政策手段との関係、新たな投資による地域経済の活性化の効果、市町村財政への配慮、実務上の問題点など幅広い観点から、引き続き検討する。</p>
	政策の達成目標	国内における新規設備投資を促進し、企業の競争力強化、国内の新規立地と事業継続を図る。
	税負担軽減措置等の適用又は延長期間	—
	同上の期間中の達成目標	企業の競争力強化に資する投資・国内立地の促進
	政策目標の達成状況	—
有効性	要望の措置の適用見込み	—
	要望の措置の効果見込み (手段としての有効性)	当該措置の創設により、機械・装置等の償却資産に対する新規の設備投資促進効果が見込まれ、老朽化した設備の入替や新規設備投資の増加が見込まれる。また、設備投資の増加による国内生産の増加や新規の企業立地等により、雇用機会の創出や雇用者所得の増加等を通じた我が国経済の活性化が見込まれる。
相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	—
	予算上の措置等の要求内容及び金額	—
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—
	要望の措置の妥当性	—

税負担軽減措置等の適用実績	—
「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」における適用実績	—
税負担軽減措置等の適用による効果（手段としての有効性）	—
前回要望時の達成目標	—
前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	—
これまでの要望経緯	継続要望